

令和7年

## 第8回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和7年8月25日 午後1時30分から

場 所 国府支所2階 第1・2会議室

### 1 出席委員

1番	安池幸子	9番	守屋智
2番	加藤敏行	10番	加藤敏郎
3番	竹内欣也	11番	渡邊康弘
5番	山口秀雄	12番	仲出川治幸
6番	鈴木洋有	13番	石井雅浩
7番	平原則子	15番	柳田進
8番	青木貞治	16番	戸塚昭雄

### 2 欠席委員

なし

### 3 遅刻委員

なし

### 4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添田政夫 吉川京男 柏木博 二宮晃一

### 5 出席事務局員

事務局長 木村公哉  
書記 久保田徳人 伴野航

### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等  
促進計画(案)に係る意見聴取について

議案第19号 非農地証明交付申請の承認について

議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの承認について

報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第32条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきたいと思います。

《傍聴人入室》

議長 ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和7年第8回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、3番竹内欣也委員と5番山口秀雄委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、議案書の1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第17号1番を朗読・説明》

書記 議案第17号1番につきましては、農地転用許可の申請です。

当該農地は、西小磯地区にある国道1号線とJR東海道本線の間、血洗川沿いに位置する市街化調整区域の第3種農地1筆です。従来は農業用倉庫が建っていましたが、別の場所に新しい倉庫を建てたので現在は更地となっています。

なお、8月14日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 議案第17号1番につきましては現地確認をお願いした西小磯西地区担当の仲出川委

員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12 番委員（仲出川） 12 番の仲出川です。議案第 17 号 1 番の農地について、8 月 14 日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、東西が宅地、南側が町道と血洗川で北側に畑があり、農業用倉庫が取り壊されて更地となっています。日照や雨水排水対策も取られているため、宅地に転用されても隣接する農地への影響はないと考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、隣接農地への影響はないとのことです。

それでは、議案第 17 号 1 番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 譲渡人は前月に自己住宅のために農地転用をしたばかりですが、今回も宅地に転用するということが、自己所有農地をいくらかでも転用ができるのか。

事務局 今回は所有権移転を伴う転用ですが、要件さえ満たせば転用は可能です。ただし、農家住宅は 1 件のみという制限があります。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第 17 号 1 番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成多数により、議案 17 号 1 番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第 18 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。

なお、番号 1 番と 2 番は同一の議案ですので一括で審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 18 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」は、議案書の 3 ページの 2 件でございます。場所につきましては総会資料の 2 ページをご覧ください。

議案第 18 号 1 番と 2 番の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）についての審議事項でございます。

なお、議決後に町長に意見聴取を行います。

事務局

《議案第 18 号 1 番と 2 番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の第一種農地の露地畑1筆で、貸し手は地元の農家で、借り手は昨年から西小磯地区で営農を開始した認定新規就農者です。

若い農家が当該農地を借りることで、営農の拡大と地域の農業振興が図られると考えられます。

なお、8月12日に西小磯東地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした西小磯東地区担当の柳田委員から説明をお願いいたします。

15番委員（柳田） 15番の柳田です。議案第18号1番と2番の農地について、8月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、露地畑1筆ですが、認定新規就農者が借りることで、営農の拡大と地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように営農の拡大と地域の農業振興が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第18号1番と2番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第18号1番と2番について、原案とおりに決定しました。なお、農用地利用集積等促進計画（案）については、町長に意見聴取いたします。

議長 次に議案第19号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第19号「非農地証明交付申請の承認」につきましては、議案書4ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

事務局 《議案第19号1番を朗読・説明》

書記 議案第19号1番の内容につきまして、非農地証明についての審議事項でございます。

非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成 24 年 8 月 1 日施行）に基づき、農業振興地域内の農用地でないことなどの指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、馬場地区の市街化区域の畑 4 筆ですが、平成 24 年に農地転用届を受理しましたが、譲受人である法人が倒産したことで競売にかけられました。地目が農地のままでしたので非農地証明願いが出されました。

なお、8 月 12 日に国府本郷地区担当の山口委員、吉川推進委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした国府本郷地区担当の山口委員から説明をお願いいたします。

5 番委員（山口） 5 番山口です。議案第 19 号 1 番の農地について、8 月 12 日に私と吉川推進委員と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は、宅地化されて農地性がない状況であることを確認しました。

また、当該農地を非農地とすることによる周辺の農地への影響はありません。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのこと。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 19 号 1 番について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第 19 号 1 番について非農地証明を交付することに決定いたしました。

以上で、議案第 19 号を終わります。

議長 次に、議案第 20 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 20 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」は議案書 5 ページの 1 件でございます。場所につきましては総会資料の 4 ページをご覧ください。

書記 本議案の証明願いは、一般的には「納税猶予の入りの確認」と言われ、農地を相続で取得した人が相続税の納税猶予を受けるため申請するものです。農業委員会は申請者が適格者の要件を満たすかどうかを審議して証明書を交付します。

今回はすべて市街化区域の露地畑 9 筆となっています。市街化区域の農地の場合は 20 年間耕作をすれば相続税が免除されますが、途中で耕作放棄すれば猶予が打ち切られて、猶予期間に応じた利子を付けて相続税を納めなくてはなりません。

なお、8 月 12 日に高麗地区担当の青木委員及び事務局で当該農地について現地確認を実施し、適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。議案第 20 号 1 番につきましては現地調査をお願いした高麗地区担当の青木委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

8 番委員（青木） 8 番青木です。議案第 20 号 1 番の農地について、8 月 12 日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は高麗地区の 3 ヲ所にある露地畑 9 筆で、すべての農地は適正に耕作されていることを確認しました。

議長 ありがとうございます。すべての農地は適正に耕作されているということです。

ただ今の議案第 20 号 1 番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 20 号 1 番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第 20 号 1 番は原案とおりに決定いたします。

議長 次に、報告第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願い」について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願い」につきましては、議案書 6 ページの 1 件でございます。場所につきましては、総会資料の 5 ページをご覧ください。

事務局

《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、7月9日に国府本郷地区担当の加藤委員及び事務局で現地確認を行いました。当該農地は、市街化区域の田1筆と市街化調整区域の露地畑6筆ですが、すべての農地は適切に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした国府本郷地区担当の加藤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番委員（加藤） 10番加藤です。報告第1号1番の農地について、7月9日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域の田1筆と市街化調整区域の露地畑6筆ですが、すべての農地は適切に耕作されていることを確認しました。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わりにします。

議長 次に、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書7ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の6ページをご覧ください。

事務局

《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書8ページの3件でございます。場所につきましては、総会資料の7ページから9ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番から3番を朗読》

書記 報告第3号1番から3番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和7年第8回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

議長 それでは、傍聴人は退出してください。

《傍聴人退出》

(午後2時30分)